平成２３年（フ）第５０３号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番１－４号
債務者　森長　征治
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３０号
岡山市南区当新田448番地７　フローレンス当新田１－306
債務者　菊田　三男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２２年（フ）第２１２９９号
東京都中央区日本橋小網町３番18号　第１カネトモビル803号
破産者　株式会社ティー・アンド・ケイプランニング
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年８月19日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２４１号
東京都大田区東矢口１丁目１番11号
破産者　株式会社トイダ
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
最後の住所札幌市東区東苗穂８条３丁目16番23号
破産者　被相続人亡片桐昌彦相続財産
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２７１号
千葉県野田市山崎1898―17―101、開始決定時の住所東京都江戸川区鹿骨４丁目21―15
破産者　小坂部徳彦
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６８２号
東京都品川区西五反田２丁目13番１号
破産者　株式会社Ｇｌａｍ　Ｆｌａｍ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目33番１号
破産者　浜西ストアー株式会社
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
三重県伊勢市旭町239番地２
破産者　大鍬　欣敬
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
三重県志摩市大王町船越2058番地19
破産者　山際　　優
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成１９年（フ）第４２２２号
大阪市東淀川区東中島３丁目２番21号
破産者　有限会社共栄商事
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目355番地
破産者　株式会社増井水建土木
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
石川県小松市長崎町ホ432番地
破産者　豊田建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３２号
愛媛県松山市久万ノ台183番地の３
破産者　株式会社エムエムフーズ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４７０号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番１号　ラスタ宮の森205号
破産者　村松るみ子（旧姓濱田）
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０８号
千葉県柏市松ケ崎104―10　第二パークマンション西原302、住民票上の住所千葉県流山市駒木台340番地の101
破産者　大井　基義
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８０号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目４番１号　クレールアオイ206号
破産者　中嶋　英貴
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
静岡県浜松市南区三和町183番地の６
破産者　佐々木勝俊
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係